

## 大規模災害の発生時における浄化槽の応急・復旧支援に関する協定書

高知県（以下「甲」という。）、一般社団法人高知県浄化槽協会（以下「乙」という。）、一般財団法人高知県環境検査センター（以下「丙」という。）並びに高知県市長会及び高知県町村会（以下「丁」という。）は、大規模災害の発生時における浄化槽の応急・復旧支援活動に関して、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、県内において南海トラフ地震、風水害等の大規模災害の発生時に浄化槽の応急・復旧支援活動を要請する場合に必要な事項を定め、もって県民生活の支援と公共用水域等の水質保全に寄与することを目的とする。

### （定義）

- 第2条 この協定において「大規模災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害及び甲が応急・復旧支援が必要と認める災害をいう。
- 2 この協定において「応急支援」とは、被災した市町村が設置する避難所又は県や市町村が定める防災拠点（以下「避難所等」という。）における浄化槽の機能の維持等に関する活動をいう。
- 3 この協定において「復旧支援」とは、被災浄化槽の所期の性能の回復に関する活動をいう。

### （支援要請の手続）

- 第3条 甲は、大規模災害が発生し被災した市町村から応急支援の要請があったとき、又は甲が県の防災拠点の応急支援及び復旧支援の必要があると認めたときは、乙及び丙に対して支援要請を行うものとする。
- 2 前項の支援要請は、原則として様式第1号によるものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭で要請できることとし、後日、速やかに様式第1号を送付するものとする。
- 3 丁は、第1項の支援要請に関する手続きが円滑に進むよう、甲に協力するものとする。

### （応急支援の内容）

第4条 甲が、応急支援を要請する内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 避難所等の浄化槽の点検及び応急修理
- (2) 避難所等への仮設トイレの提供、設置
- (3) 避難所等から発生するし尿等の収集、運搬
- (4) 前各号に伴う必要な活動、その他被災市町村が緊急性が高いと認める活動

(復旧支援の内容)

第5条 甲が、復旧支援を要請する内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 被災浄化槽に関する県民相談窓口の設置
- (2) 被災浄化槽の復旧工事に関する県民相談窓口の設置
- (3) 被災浄化槽の被害状況調査
- (4) 被災浄化槽の復旧工事及び補助金申請等にかかる関係書類の作成支援
- (5) 前各号に伴う必要な活動、その他甲が重要度が高いと認める活動

(連絡窓口)

第6条 この協定に関する甲の連絡責任者は、高知県土木部公園上下水道課長とし、乙においては一般社団法人高知県浄化槽協会事務局長とし、丙においては一般財団法人高知県環境検査センター事務局長とする。

- 2 甲の組織に変更が生じた場合、前項に規定する甲の連絡責任者及び事務は、変更後の浄化槽を所管する組織を充てるものとする。

(支援要請への協力)

第7条 乙及び丙は、甲から第3条の規定に基づく支援要請を受けたときは、相互に連携して可能な限り協力するものとする。

(支援内容等の協議)

第8条 第4条に規定する応急支援については、支援要請を行った市町村、乙及び丙(県の防災拠点にかかるものにあつては甲、乙及び丙)が、支援活動の内容や具体的な方法等を必要に応じて協議するものとする。

- 2 第5条に規定する復旧支援については、甲、乙及び丙が、支援活動の内容や具体的な方法を必要に応じて協議するものとする。
- 3 丁は、前二項の協議が円滑に進むよう、甲に協力するものとする。

(実施報告)

第9条 乙及び丙は、第4条及び第5条に規定する支援活動を終了したときは、速やかに様式第2号を甲に提出するものとする。

(費用負担)

第10条 第4条第1号の点検活動及び第2号に要する費用については、乙及び丙が可能な範囲で負担し、これによらない場合並びに同条第1号の応急修理、第3号及び第4号に要する費用については、支援を受ける市町村(県の防災拠点にかかるものにあつては甲)が負担するものとし、その負担額は、支援を受ける市町村又は甲及び乙の会員が協議のうえ適正な価格にて決定するものとする。

- 2 第5条の活動に要する費用については、乙及び丙が負担することを基本とし、支援活動の規模が大きい又は長期間に及ぶ等の理由により、その費用が相当額になると認められるときは、その負担額について、甲、乙及び丙が協議のうえ決定するものとする。

る。

- 3 前二項の規定にかかわらず、国等の災害対策支援が受けられる場合は、これを優先して活用するものとする。

#### (連携強化等)

- 第 11 条 甲、乙及び丙は、連絡体制の確立並びに避難所等の所在地及び災害時緊急通行車両等事前届出の確認等を通じて、平常時から連携強化に努めるものとする。
- 2 乙及び丙は、乙の会員及び丙の職員に対して、この協定内容を周知するとともに、平常時から甲が行う防災訓練等への参加や支援活動に必要となる所要の準備等に努めるものとする。
  - 3 乙及び丙は、他の都道府県において大規模災害が発生し、甲がこの協定に準じる活動の協力を要請した場合は、可能な限り協力するものとする。

#### (災害補償)

- 第 12 条 乙及び丙は、業務従事者の労働災害補償のため、労働者災害補償保険法の適用を受けられるよう、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 第 3 条に規定する支援要請に基づき、第 4 条の活動に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合の補償については、支援要請を行った市町村(県の防災拠点にかかるものにあつては甲)及び乙の会員又は丙とで協議するものとし、第 5 条の活動に従事した場合は、甲及び乙の会員又は丙とで協議するものとする。

#### (個人情報保護)

- 第 13 条 甲、乙、丙及び丁は、この協定に基づく活動に関して知り得た個人情報を、この協定による活動の遂行以外の目的に使用してはならない。この協定の期間の終了後も同様とする。

#### (有効期間)

- 第 14 条 この協定は、協定締結の日からその効力を生じるものとし、甲、乙、丙及び丁から書面による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。
- 2 前項の規定にかかわらず、支援活動に関する事項を相互に確認するため、協定締結後、概ね 5 年ごとに甲、乙、丙及び丁により協定内容の見直し協議を行うものとする。

#### (その他)

- 第 15 条 この協定の定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙、丙及び丁が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書 5 通を作成し、甲、乙、丙及び丁が記名押印のうえ、各自その 1 通を保管するものとする。

令和7年6月12日

甲 高知市丸ノ内1丁目2番20号  
高知県知事 濱田 省司

乙 高知市大原町87-8  
一般社団法人高知県浄化槽協会  
会長 田村 幸彦

丙 高知市介良乙815-1  
一般財団法人高知県環境検査センター  
理事長 森 学

丁 高知市本町5丁目1-45  
高知県市長会  
会長 桑名 龍吾

高知市本町4丁目1-35  
高知県町村会  
会長 上村 誠

様式第 1 号

第 号  
年 月 日

(協定団体名及び代表者名) 様

高知県知事

大規模災害の発生時における浄化槽の応急・復旧支援に関する支援要請書

このことについて、「大規模災害の発生時における浄化槽の応急・復旧支援に関する協定書」  
第 3 条第 2 項の規定により、次のとおり支援を要請します。

市町村名	支援の内容	備考

様式第2号

第 号  
年 月 日

高知県知事 様

(協定団体名及び代表者名)

大規模災害の発生時における浄化槽の応急・復旧支援に関する報告書

このことについて、「大規模災害の発生時における浄化槽の応急・復旧支援に関する協定書」第9条の規定により、次のとおり報告します。

番号	市町村名	支援の内容